

構造設備の概要（薬局製造販売医薬品の製造業用）

氏名（法人にあつては名称）

薬局の名称

薬局の所在地

（電話） — —

【試験検査に必要な設備・器具】

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
顕微鏡 又は ルーペ 又は 粉末 X 線回析装置		デシゲーター		比重計 又は	重	ブンゼンバーナー 又は アルコールランプ	
		*はかり（感量 1mg）			軽		
		*薄層クロマト グラフ装置		振動式密度計			*崩壊度試験器
試験検査台				* pH 計		融点測定器	

注）*印の器具は、厚生労働大臣の指定検査機関を利用することができます。

【厚生労働大臣指定の試験検査機関を利用する場合の記載欄】

利用する指定試験検査機関の名称				
利用する試験検査器具	品目	利用	品目	利用
	はかり（感量 1mg）		pH 計	
	薄層クロマトグラフ装置		崩壊度試験器	

注 1）厚生労働大臣指定の試験検査機関を利用する場合は、利用証明書等を添付してください。

注 2）利用する試験検査器具に○をつけてください。

【試験検査に必要な書籍】

項目	書籍名
薬局製剤に関するもの	